

Title	馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって：訳及び注
Sub Title	On the silk manuscripts unearthed at Ma-wang-ti, I-yn・ Chiu-chu : an annotated translation
Author	三條, 彰久(Sanjo, Akihisa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.3 (1993. 1) ,p.47(259)- 74(286)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930100-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって——訳及び注——

三 條 彰 久

はじめに

二十年前、一九七二年夏、中国湖南省長沙市馬王堆の前漢墓から軼侯夫人の「湿屍」が発掘され注目されてより久しい。さらに七三年十一月から翌年四月にかけて、その一号墓に隣接して南側に三号墓が、馬の鞍状の地形の西側の丘の頂に二号墓が発掘された。二号墓は既に盗掘されていたが、一号墓の西壁建設のため、封土が一部破壊されており造営年代は古いと考えられ、被葬者は副葬品の玉印・渡金龜紐銅印から、前漢呂后二年（前一八六）に亡くなった長沙王丞相・軼侯「利蒼」本人であると判明した。さらに三号墓は一号墓よりやや古く造営されていることを示し、副葬品の木簡牘の記事より文帝前元十二年（前一六八）に埋葬された、利蒼の子で名前は

判明しなかったが骨格等の分析から三十歳前後の男子とされ、二代目軼侯・利蒼キの兄弟であろうと考えられている。⁽¹⁾

『史記』恵・景間侯者年表等に拠れば、軼侯家は初代利蒼より豨・彭祖・秩（扶）と4代続き、武帝の元封元年（前一〇）に除かれているが、先の夫人が何代目の連れ合いであるか決し難かったものの二・三号墓の発掘で初代夫人であることが判明した。しかし、それ以上に三号墓から出土した「夥しい」量と種類の副葬品——帛画・兵器・楽器・漆器・木俑・織物・陶器・遺冊木簡牘など一万一千点——の中で殊に注目され人々を驚嘆させたものが、『老子』を始めとする貴重な原史料である帛書及び「図」であった。青色陶土と木炭におおわれた三層の木槨墓室の東辺より出土した漆塗りの盒奩（匱）の

中から、甲・乙本と名付けられた『老子』、『周易』、『戦国策』、『左伝』に関連するものなど古代思想、歴史の『古典』や『五星占』、『相馬経』、『五十二病方』、『刑徳』、『陰陽五行』といった「実用書」に当たるものなど十種ほどの古佚書を含む十二万言に及ぶ典籍が、二千年以上をタイムスリップしたかのように出現したのである。また『導引図』、『街保坊図』、『地図』、『駐軍図』、『天文氣象雜占図』、『喪服図』及びその他「雜図」も含まれていて、正に古代史上の一大宝庫、「図書館」の感が強い。爾来、中国や日本で多くの研究が帛書史料等についてなされて来たわけであるが、殊に古代思想史上の最大の発見ともいふべき『老子』の甲・乙両本ならびに巻前後に続いていた、それぞれ四種、計「八書」の古佚書については注目的となり数多くの論考が発表されている。²⁾

「テキスト」としての帛書の写真による紹介・釈文・注釈は『馬王堆漢墓帛書(老)』として一九七四年から八〇年に互る期間に、編纂主体が帛書整理小組から国家文物局に変わり拡大発展し、改訂・訂誤・増補されながら出版されてきた。³⁾『老子』甲・乙本及び古佚書「八書」についての多く論じられ紹介されてきており、今殊という感もあるが韓中民氏の「報告」⁴⁾に拠りながら改めて略

述する。甲本及び巻後の四古佚書は幅約24cmで長い巻物状をなし木片に巻いてあり、朱絲欄墨書(一部卦無)で篆・隸の間と見られる書体で四六五行一万三千字余りが書かれており、罫幅は7~8mmほどである。前漢の高祖劉邦・高后呂雉の諱を避けていないので抄写年代は高祖の在世、前二〇六~一九五年の間かといわれ、いわゆる「篇題」は付けられていないが、『老子』は最初に徳経、続いて道経と編次されており、この点は乙本も同じである。整理小組は続く四古佚書に『五行』『九主』『明君』『徳聖』と題を付けたが、『五行』と『徳聖』の二書は子思・孟軻学派の五行説——仁義礼知聖——を論じたものと見られている。⁶⁾『九主』は本論で述べるように伊尹が殷の湯王に「九主」を説いた問答形式のもので「法君・法臣」を肯定しているところから法家系統の思想とか『管子』との関連が指摘されてきた。残る『明君』は軍事作戦に関わる兵家的主張をする一方、君主権強化を目指す法家的側面や「先王」を尊ぶ儒家的側面? ものぞかせている。なお、この書には「昔者齊人与燕人戰於北地」として潛王が燕はじめの五国連合に敗れた事件(前二八四年)を例示しているところから、齊に詳しい学派周辺で戦国末期に成ったものと見られている。

さて乙本及び巻前の四古佚書は、幅約48cmで甲本の倍幅の帛上に書写され、天地で二つ折りにされ、さらに折り畳まれていて折れ線で断裂し32葉(片)になっていた。全巻朱絲欄墨書で隸書体で二五二行一万六千字余りを数え、野の幅は6~8mmである。高祖の諱を避け、惠帝劉盈・文帝劉恒の諱を避けていないのと同じ出土の文帝前元三年の記事のある『五星占』と字体が酷似しているの
 で抄写年代は文帝在世の前一七九年から三号墓主埋葬の前一六八年の間ではないかと推定されている。一書毎に末尾に「篇題」と字数が記されており、「経法凡五千」⁽⁷⁾「十六経凡四千五百六田四」⁽⁸⁾「称千六百」⁽⁹⁾「道原四百六十四」⁽⁸⁾「德(経)三千四十一」⁽⁸⁾「道(経)二千四百二十六」となっていた。これら四古佚書は、甲本巻後古佚書と比較したとき体裁上整っており、その思想内容主張にある程度一貫性が認められる。『経法』『十六経』は共に章に分かれ小題が文末に付されていて、前者は「刑名」や「道と法」の関係を述べ、後者は主に黄帝と臣下の問答を通じて神話や故事を述べる。『称』『道原』は不分章であるが、「道」や「刑名」に関する格言・箴言風の文章である。発掘当初から、中国の学界ではこの四書を以て『漢書』芸文志にいう『黄帝四経』であるとか、漢初も

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめくって

しくは前期に流行した「黄老の術」に連なるものとか、「道法家」として道家と法家の「折衷」の思想を含むものであるとか諸見解が多くの研究者により提示されている。⁽⁹⁾また『経法』については日本においても多くの研究がなされ、『管子』との関連が指摘されている。⁽¹⁰⁾

以上のような内容・構成をもつ帛書『老子』甲・乙両本及び八古佚書であるが、その成立(抄写時期ではなく)は甲本巻後古佚書が戦国後期、乙本巻前古佚書が戦国末期か漢初の頃であろうともいわれている。⁽¹¹⁾さて、その甲本巻後古佚書の「第二書」が『九主』もしくは『伊尹・九主』と称すべき著作である。

注

- (1) 中国科学院考古研究所・湖南省博物館写作小組「馬王堆二、三号墓発掘的主要收穫」(王世民、周世榮執筆) 原載『文物』一九七五年一期、等参照。
- (2) 湖南省博物館編『馬王堆漢墓研究』(湖南人民出版社、一九八一年)に59編の論文が掲載されており、本章注(1)。
- (4) (5) (7) 論文も所収。日本での研究論文等も含めた文献リストとして、早苗良雄、藤田豊久「馬王堆漢墓帛書文献目録」(大阪市立大学中国研究会『中国史研究』九、一九八八年)があり、当該年までの三百三十篇余の成果が網羅されている。
- (3) 『老子甲本及巻后古佚書』——長沙馬王堆三号漢墓帛書之

一 及び『老子乙本及卷前古佚書——長沙馬王堆漢墓帛書之二』が綫装二冊として一九七四年に「馬王堆漢墓帛整理小組編」で文物出版社より出版され、合輯本が『馬王堆漢墓帛書(巻)』綫装八冊本として七五年に「国家文物局古文獻研究室編」で同出版社より、また同洋装本が八〇年に同出版社より出版された。その間に、例えば乙本卷前古佚書のうち『十大経』と読まれていたものが『十六経』に改められた。

(4) 「長沙馬王堆漢墓概述」原載『文物』一九七四年九期。

(5) 高亨、池曦朝「試談馬王堆漢墓中帛書『老子』」(原載『文物』一九七四年十一期)では「隸書法による小篆」という表現をしている。

(6) 韓中民、前掲論文・龐樸「帛書五行研究」齊魯書社、一九八〇年・李学勤(大庭脩訳)「新しく発見された簡帛と漢代初期学術史の若干の問題について」『東方学』七三、一九八七年、等参照。ただ『徳聖』については断片的というか語句を説明解釈したような表現(「道者、徳者、一者、天者、君子者、其閉盈謂之徳、其行謂之説」)があり、『老子』や卷後三古佚書の「後序」ではないかとも指摘されている。島森哲男「馬王堆出土儒家古佚書考」『東方学』五六、一九七八年、参照。

(7) 唐蘭「馬王堆出土『老子』乙本卷前古佚書的研究」原載『考古学報』一九七五年一期による。

(8) 韓中民、前掲論文による。

(9) 唐蘭氏は『黄帝四経』であるとの説(前掲論文)を、田昌五氏は「稷下黄老学派」の作品であるとし(「再談黄老思想和法家路綫」『文物』一九七六年四期)、裘錫圭氏は「道法

家」を提唱している(馬王堆『老子』甲乙本卷前后書与『道法家』——兼論『心術上』『白心』為慎到田駢学派作品——『中国哲学』二一、一九八〇年)。

(10) 金谷治「管子の研究」第五章第二節、「哲学思想」(岩波書店、一九八七年)。内山俊彦「馬王堆帛書『経法』『十大経』『称』『道原』小考」『東方学』五六、一九七八年、参照。

(11) これについても諸説があり、重要なポイントであろうが、注(3)の「馬王堆漢墓帛書(巻)」(一九八〇年)の「出版説明」による。

『伊尹・九主』訳及び注

『老子』甲本に続く卷後古佚書の第三五二行目より四〇行目に互る計五十二行が、仮に『伊尹・九主』と名付けられるべき著作であるが、この中では伊尹が殷の湯王との問答の中で九種類の王、君主の在り方を説き、「專授之君」以下の八主を批判糾弾した上で、「法君」「法臣」を称賛する構成になっており、『史記』殷本紀にいう「言素王及九主之事」と対応し、さらに『漢書』芸文志の道家「伊尹五十一篇」や小説家「伊尹説二十七篇」の一部ではないかと推定されている。卷後四古佚書は「篇題」はないが、一書毎に冒頭に・印の圈点があり末尾は行途中であれば改行して四書を区分している。以下

の原文は、原則として一九八〇年刊の『馬王堆漢墓帛書(卷)』の「釈文」を底本として、それを改めた場合は適宜注記した。従って符号は同書のものに概ね従い、「」は会話の部分、()内の字は通用字に置き換えたものを、「」内の字は補なったものを、□印は判読不能または欠落した部分を、それぞれ指す。さらに分節して〈第一節〉より〈第十節〉に分けたが、これは李学勤氏の「試論馬王堆漢墓帛書『伊尹・九主』」を参照しつつ、一部改めたものである。「注」の中で、「書注」とするのは底本テキストの「註釈」を、「李注」とするのは李氏の論文中の注記を、それぞれ表している。以下、「原文」「注」「訳」「補注」の順で記す。なお「引用文」の傍点には全て執筆者による。

注

(1) 前章注(2)『馬王堆漢墓研究』所収。原載『文物』一九七四年十一期。

〈第一節〉

・湯用伊尹、既放夏桀以君天〔下〕、伊尹為三公、天下大(太)平。湯乃自吾(御)①、吾(五)②至(致)伊尹、乃是(知)③其能、吾(五)達伊尹。伊尹見之。□

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって

□於湯曰、「者(諸)侯時有讎罪、過不在主、干主之不明、虐下蔽下、□法乱常、以危主者恒在臣。請明臣法、以繩適臣之罪」湯曰、「非臣之罪也。主不失道、□□□□□□□□主法、以繩適主之罪」乃許伊尹。

〔注〕

①「書注」の「自吾之吾、疑讀為駕御之御」による。②「書注」の「吾至」之吾与「吾達」之吾。疑讀為五、意謂湯五次去請伊尹」による。③「書注」に「是、疑讀為知」とある。④「李注」に「讎、仮為調、義為多」とある。⑤「書注」に「在此處、似当解積為压制」の意とする。⑥「書注」に「疑当讀為調、猶言繩責」とある。

〔意識〕

殷の湯王は伊尹を登用して、ようやく夏の桀王を放伐し代わって天下の君となり、伊尹を三公の重職におき天下は大いに平和になった。そもそも湯王は自ら決断して伊尹を味方につけようと五度も招致した。それは彼の力量才能をよく知っていたからである。夏か殷かのいずれへの去就もはっきりさせていなかった伊尹も、五度目の招致でやっと承諾したのである。伊尹は湯王に謁見し……こう奏上した。「諸侯というものは常々謀叛をはじめ多くの罪を犯すべき存在であります。過ちは君主の側にあるのではなく、(諸侯が)世の乱

れの原因を君主の不明に求め、民人を抑圧しておきながら君主には実態を知らせようとしなくなれば……法の乱れは恒常化します。従って君主を危うくする原因は恒に臣下の側に内在しております。何卒、王は臣法を明らかにされて臣下の犯してはならない罪をはつきりと定め、刑罰を厳しくされますよう申し上げます」と。湯王は言った「そうではあるまい。臣下の方に罪があるのではない。君主が道を失うことなく……主法を明らかにし、君主の犯してはならない罪をはつきりと定めようではないか」と。こうして湯王は、伊尹を宰相として迎え入れ絶大の信頼を置いたのである。

〔補注〕

開口の一節であり、湯と伊尹が君臣関係を結ぶに到る経緯を彷彿とさせる。すなわち『史記』殷本紀に「或曰、伊尹処士、湯使人聘迎、五反然後肯往従湯。言素王及九主之事。湯拳任以国政」とあるのと対応する。主張は、君臣共に「主法」「臣法」を遵守し従うべきであるというのであり、法家的色彩の強いことを窮わせる。また「三公」の語句についてみると、乙本の『経法』『十六経』にも見え、他の文献で現われるのは『孟子』尽心上篇に始まり『墨子』尚同上・中・

下篇、『荀子』儒效篇などにも見え、さらに『呂氏春秋』十二紀や『春秋公羊伝』隱公五年とか『周礼』天官宰夫の条、また『礼記』王制・礼運篇あたりからであるので、この『九主』の成書が戦国末以降にかかるのではないかと推定されている。なお乙本の『五行』には「君子知而拳之也者、猶堯之拳舜□□之拳伊尹也。拳之也者、誠拳之也。知而弗拳、未可謂尊貴」とあり、「也、湯」の二字を欠するがこの故事をふまえた表現が見える。

注

(1) 内山氏、前掲論文、参照。

〔第二節〕

伊尹受命(命)於湯、乃論海内四邦□□□□□□□□□□
 □□□□、□智(知)存亡若会符者、得八主。八主適惡。
 專授之君一、勞(圉□、圉)君一、寄(主)一、破
 邦之主二、滅社之主二、凡与法君為九主。従古以来、
 存者亡者、□此九已。九主成圉、請效之湯。湯乃延三
 公、伊尹布圉陳策、以明法君、法臣。

〔注〕

①「書注」の「三五六行末『勞』字下、応拠後文補『君一
 半』三字」による。②「書注」の「又拠下文三六七行云、

『寄主者半君之不吾者』、知此処「寄」字下脱「主」字による。

〔意識〕

伊尹は湯王より命令を受け、中国内外の四邦遠方の様をあれこれ考察し（その実態を図や策にまとめ）、結論として世の栄枯盛衰、国の存亡の原因は割符を会する如くに明らかで、それは八主に求めることができ、八主を知った。八主というものは国を悪い方へ向かわせてゆく。悪い君主とは専授の君、勞君、半君、寄主でありそれぞれ一種類、破邦の主、滅社の主がそれぞれ二種類である。そうして最も優れた法君と併わせて九種類の君主が考えられる。古来、国を保つか亡ぼすかはこの九主の在り方、施政方針によるのである。伊尹は九主の關係をあらわした「九主図」を描き示し、これを湯王に奉り、検討し参考にすべきことを上奏した。そこで湯王は三公を召集し同席させた上で、伊尹が九主図を拡げて示し籌策を使いながら法君と法臣について説明を始めた。

〔補注〕

九主については以下の本文でその得失が明らかにされてゆくが、前節で引いた殷本紀の「言素王及九主之

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって

事」の記事に裴駰は「集解」で「劉向『別録』曰、九主者、有法君、專君、授君、勞君、等君、寄君、破君、国君、三歲社君。凡九品、图画其形」という。これはこの『九主』の本文に概ね対応しており、劉向の時代になお本書の如きものが存していたとも、また「九主図」の如きものが流布していたとも考えうる。『別録』佚文では「専授」を「專君」「授君」と分け、「半君」を「等君」とし、「破邦之主」を「破君」と「国君」に分け、「邦」字避諱かも知れぬが誤写？し、「滅社之主」に至っては「滅」の偏と旁が上下に誤ったかのように「三歲社君」と伝えている。また専授の語は本書に特徴的な用語であるが、『管子』明法篇に「故君臣共道則乱、専授則失」とみえ、同じ明法解篇に「故人主專以其威勢予人、則必有劫殺之患、專以其法制予人、則必有乱亡之禍。如此者、亡主之道也。故明法曰、専授則失」と解している。

〈第三節〉

法君者、法天地之則者。志、曰天、曰〔圃〕^①、曰四時、復（覆）^②生万物、神聖是則、以肥（配）^③天地。礼数四則^④、曰天綸^⑤、唯天不失乏（範）^⑥、四綸成則。古今四綸、道数

不代(忒)^⑦。聖王是法、法則明分。后曰「天乏(範)何也」伊尹対曰、「天乏(範)无(罔)^⑧、復(覆)生万物、生物不物、莫不以名、不可為一名。此天乏(範)也」后曰、「大矣才(哉)。大矣才(哉)。不失乏(範)。法則明分、何也」伊尹対曰、「主法天、佐法地、輔臣法四時、民法万物、此胃(謂)法則。天復(覆)地載、生長収蔵分四時。故曰、事分在職臣。是故受職□□[臣]分□□□□□□臣分也。有民、主分、以无職并聴有職、主分也。聴□不敬□□誘□分[也]、[此]之胃(謂)明分。分名既定、法君之佐、佐主无声。胃(謂)天之命四則。四則当□、[天]綸乃得。得道之君、邦出乎一道、制命在主、下不別党、邦无私門、諍(争)李(理)皆塞」

[注]

- ①「書注」の「[曰]」下欠文、疑是「地」による。②「神聖是則」は釈し難い。『韓非子』主道篇に「神聖不能解也」の句が見えるが、「神聖の人と雖も罪罰を免かれぬ」の比喩であろう。むしろ『管子』霸言篇の「夫使国常無患而利並至者、神聖也」の意に近いか。この四字句は下の「聖王是法」と対句をなしている。③「李注」に「[礼]」仮為「[体]」、義為分」とある。④「書注」に「四則、指天、地、四時、万物之則」とある。⑤「書注」に「[綸]与倫、論皆從倫声、古可通用」といい、「李注」は「[綸]、『広雅』釈話『道也』」と解す。⑥「両注」による。⑦

「両注」は「忒」(差)に置き換えている。今はそのまま代を「更わる」の意で読んだ。⑧「后」とは『説文』に「繼体君也」とあり「先代を継ぎ即位した君」の意であるが、本文は以下全て「后曰」として伊尹との問答形式を採っており湯王のことと考える。⑨「書注」に「[摠]文義、『無』字下欠文、当為『名』字」とあるのによる。

[意訳]

法君とは天地の間にある「則」すなわち不変の規範に法つて統治する君主である。古えの書によれば、曰く天が、曰く地が、曰く四季が万物の生成滅亡を掌り繰りかえした。「神聖」はその不変の規範を正しく知り、これを天地の間に配した、という。それらは天に地に、四季に万物にそれぞれ配分され四則と数えられる。これは天綸あるいは天道とも呼ぶべきものである。ただ天だけがその基準である根本の規範を失うことなく、それを中心に四綸が不変の規範を構成しているのである。古えより今に至るまで四綸や天の道・地の数といった根本の原理は狂ったり変化することはなかった。そこで聖王はこのような法則、原理を正しく知り、不変の規範に法つて人の道やこの世界に於けるそれぞれの役割分担を明らかにしようとしたのである。湯王はこの説明について、こう訊ねた「天の規範とはどの

ようなものか」と。伊尹が答えて言った「どのようなものでもありません。天の規範には「名」がありません。言葉で説明できないものであります。万物の生成滅亡を繰りかえし、物を生み出しますが物ではなく、そして万物の名前をつけることはできても、それ自体は名付けられず別の言葉で言い換えることのできない存在、これが『天範』なのであります」と。湯王は感激して言った「なんと雄大なことであろう。なんと偉大な働きであろう。天のみがその規範を失わないとは……。ところで『則に法り分を明らかにする』とは政治の上でどのように応用すればよいのか」と。伊尹が答えて言った「それはこういうことです。君主は天に法り、輔佐する三公大臣は地に法り、またそれを輔佐する臣下は四季に法り、民衆は、万物に法ってそれぞれが事に当たる——これを『則に法る』といいます。天は万物を支配し、一方、地は万物の生成滅亡の場であり舞台であります。万物があたかも植物のように生長し収穫され蓄蔵されるのも春夏秋冬四季にわかれて推移します。従って政治の上の仕事も分れてそれぞれ役職を与えられた臣下に任されており、それで役職を受け任せ……仕事に専念することは臣下

の分——役目なのです。一方、民衆を支配して保護することは君主の分であります。従って役職は無いのですが、しかも役職にある臣下よりさまざまの報告を聴き、それに指示を与えることは君主の役目でありましょう。報告を聴き理解はするが、一一について取り立ててどれがよいか評価したり一方の意見に傾かない……ような君主の在り方、これが『明分』ということでございます。『分』というものの概念がはつきりしていて皆がよく理解しておれば、法君の朝廷で輔佐する大臣が君主をお助けして物事を運ぶにも、お互いに声を出して事細かに指示をしたり受ける必要もなくなりましょう。このことをたとえて言えば、天の命(數)が中心にあつて四則を統御し、四則がそれぞれに分れて規範となつて機能し、天綸すなわち天道が始めて全うされるようなものであります。その『道』——方法を体得した君主の下では、邦は一定の道——施政方針に従つて運営され、君主が全ての命令に系統を掌握しているのですから臣下や民衆の間では徒党を組むものもなく、邦に権勢を誇る家もなくなり、けんかや訴訟も絶えることでしょう」と。

〔補注〕

本節と次の節にかけて、法君の政治がどうして優れているのかが説かれる。天地、四時、万物に通じる「四則」、「天綸」、「四綸」、「天範」など難解な語句も多い。『荀子』天論篇に「天有常道矣、地有常数矣」というが、その天道観にも通じていよう。また「無職」、「有職」については、『呂氏春秋』君守篇に「故善為君者無識。其次無事。有識則不備矣。有事則有恢矣」とあり「識」と「職」とは相通じる。このような君主は全体を統御でき、臣下がそれぞれ役割分担を全うすべきとする主張は、『管子』君臣上篇の「兼而一之、人君之道。分而職之、人臣之事也」などとも通じていよう。

〔第四節〕

〔后〕曰、「佐主无声、何也」伊君（尹）対曰、「故法君為官求人、弗自求也。為官者不忘（妄）^①。予人、故知臣者不敢誣能、□主不忘（妄）^②。予、以分聽名。臣不忘（妄）^③。進。曰（自）^④。菡（強）^⑤。以受也。自強者先名、先名者自責。夫无名者自強之命已。名命符節也。法君之所以強也。法君、執符以聽、故自強之臣莫〔敢〕偽

会以当其君^⑥。佐者无扁（偏）職、有分守也。謂全^⑦之命、佐主之明、并列百官之職也。是故法君執符以職（聽）^⑧、則偽会不可□主。偽会不可□主矣、〔則〕^⑨。賤不事貴、袁（遠）不事近、皆反其職、信□在忌（己）心。是故□□□□□□不出其身、昼夕不離其職。故法君之邦若无人。非无人也、皆居其職也。賤不事〔貴〕、袁（遠）不事〔近〕^⑩、則法君之佐何道別主之臣、以為其党、空主之廷、朝之其門。所謂（謂）法君之佐、佐主无声者、此之胃（謂）也」后曰、「至矣才（哉）。至矣才（哉）。法君法臣。木直、繩弗能罪也。木其能侵繩乎」

〔注〕

- ① 「両注」による。
- ② 「書注」に「誣能、指為臣者不能而称能」とある。
- ③ 「李注」は後文に拠り「曰」を「自」に改める。それに従って解した。
- ④ 「菡」を「李注」は「強」と釈すが、「書注」は「薦」の異体字とする。今、前者に従い釈した。以下の原文では便宜的に「強」と記す。
- ⑤ 「莫」の下に両注とも「敢」を補う。また「李注」は「会」を「猶、敵也」を引いて釈す。
- ⑥ 「公羊、莊十三年注、『猶、敵也』を引いて釈す。
- ⑦ 「書注」は「全」をその字体のまま釈さず配している。今、前段の「謂天之命」により仮に「天」と読んでおく。
- ⑧ 「李注」に「職」当系「聽」字之誤」とあるに従う。
- ⑨ 「両注」により補う。
- ⑩ 「両注」とも前文と対比して

「近」を補う。

〔意訳〕

湯王がまた訊ねた「『主を佐くるに声なし』とはもっと具体的にどういうことなのか」と。伊尹が答えて言った「法君は朝廷の役人を登用する際に、自ら求めることはしません。役人を登用する時には妄らに特定の人間に肩入れして人事を行なうべきではありません。だから聡明な臣下は己れの能力以上に自分を売り込んだりせず、君主の方も妄りに官職を与えたりせず、それぞれの能力に応じてその地位に就けようとしています。臣下の方も妄りに自分を売り込まず、自己を正しく評価し自信を以て引き受けるわけがあります。自己をしっかりと把握することのできる者は、名声やその職責上果たすべきことをまず第一に考えます。このような人間は自己に対しても非常に厳しく行動します。このように名を先にする責任感の強い人間は自己の内に既におのずと（『命』として）主体性を確立しているわけです。名と命はあたかも割符のようなものであり、それをしっかりと掌握しているからこそ法君は強いのです。法君が割符を執るように臣下のことを正しく理解すればこそ、主体的に行動する臣下はあえて嘘偽り

を言い邪心をもつて君主に敵対することは致しません。君主を補佐する大臣が重職を兼ね偏って地位を独占することがなく、各々の職分を受け持っている——これを『天の命』にたとえて言えば（四則に従って）君主を輔佐する大臣が聡明でしかも文武百官の役人をバランスよく配置して全体を統御するようなものです。ですから法君が割符を執るように臣下のことを正しく理解しておれば、偽ったり邪心をもつて君主に敵対したりしません。ふたごころなく君主にお仕えし、……人の嫌うような仕事に就いていても高貴な地位を羨んだり、遠ざけられていても君主の近習の役職を望んだりせず、みんなそれぞれの職務に一所懸命になるのは、君主や組織を信じ己れの心に従って行動しているからです。ですから……（こういう法君の邦では）役人はむやみに外出することもなく昼夜を分かつた其の職務を遂行します。したがって法君の邦は表向きは誰も居ないようには見えますが、人がいないわけではなく、みんながその職責を果たそうとするからです。一見、苦しい仕事に就き不満足な地位に措かれていても法君の輔佐であればこそ、どうして臣下の立場を忘れて君主を無いがしろにするような権勢ある者の下、秘かに徒

党を組み、君主の朝廷を空しくして権門に日参するよ
うなことを致しましょうや。いわゆる『法君の佐、主
を佐くるに声なし』とはこのようなことを言うので
す」と。湯王は感激して言った「何と至上の統治であ
ることか、何と素晴らしいことか。法君と法臣とい
うものは……ちようど（材）木が真直ぐであれば（墨）
縄で（直線の）しるしつける必要がないようなものだ。
（法君・法臣が）直なおき木で、曲れる縄を支配できると
いうことであろうか」と。

〔補注〕

前段の「法君之佐、佐主无声」を承けての議論であ
り、直接には「有民、主分。以无職并聴有職」を承け
て法君の側からは「為官求人、弗自求也。為官者不以
妄予人」というのであり、智臣側はあえて「誣能」し
ないし、妄りに予えなければ妄りに進言しないという
のである。『莊子』の「聴之無声」（知北遊篇）とか
『淮南子』の「大弁無声、大廉不嗾、大勇不矜」（詮言
訓）などとも意味あい異なるようである。併せてこ
こでは「名命者符節也」という考え方が根底にあり、
符節を執ることが君主権強化の方法であり、『荀子』
儒效篇にも「張（援）法而度之、則晻然若合符節」と

いった象徴的な用例もあるが、全体としてはむしろ
『申子』大体篇の佚文の次のような主張、

君設其本、臣操其末、君治其要、臣行其詳、君操其
柄、臣事其常。為人臣者、操契以貴其名。名者、天
地之綱、聖人之符。張天地之間、用聖人之符、則万
物之情无所逃之矣。（『群書治要』卷三六引）

に連なるものがあるようである。また「別主之臣、以
為其党、空主之廷、朝之其門」という状況は絶対に避
けなければならない。

『管子』明法解篇に「然則為人臣者、重私而輕公矣。
十至私之門、不一至於庭。百慮其家、不一国凶」とあ
り、『韓非子』揚権篇にも「大臣之門、唯恐多人」と
いい、また「臣之所不弑其君者、党与不具也」と述べ、
また「為人者、数々披其木、母使木枝扶疎、将塞公閭、
私門将実、公庭将虚、主将壅」といって同様の状況を
憂えている。

〔第五節〕

伊尹或（又）^①請陳策、以明八〔謫〕^②、辯過之所道生。
志曰、「唯天无勝、凡物有勝」后曰、「天无勝、何也」
伊尹対曰、「勝者物〔之〕^④所以備也。所以得也。天不

見端、故不可得原、是无勝」后曰、「〔極〕ト不見」伊尹対曰、「故聖王剛天。故曰主不法則、乃反為物。端〔端〕見必得、得有巨才〔材〕。得主之才〔材〕得主者、□□能用主、邦有一道、二道之邦、長諍〔争〕之李〔理〕、辨党長争、□□□□无、争道薨〔萌〕起、大千天綸、四則相侵、主輕臣重、邦多私門、族主与□□□□□□□□□□矣。虜詢可智〔知〕、以命破滅

〔注〕

- ①「書注」による。②「書注」は「適」、李注は「謫」字を補う。今、後者に拠る。③「書注」は「變」字に、「李注」は「辯」字に釈すが、今は後者に拠る。④「李注」により補う。⑤「李注」に「原」義為度、察」とあるに従う。⑥「李注」により「極」字を補う。⑦「李注」は「下」字と釈す。「書注」は「ト」字と釈す。今、後者によるが、『尚書』周書の大誥篇に「予曷其極下、敢弗于徒」とあり「正義」は「今於我何其窮極文王ト下法、敢不従乎、言必従文王ト也」と解す。「極ト」とは「窮極ト法」の意か。⑧前後の文、及び第三節の「聖王是法、法則明分」などから仮に「則」字を補う。⑨「兩注」による。⑩「李注」に「辨」義為「分」とあり、「書注」も「辨、別也」とする。⑪テキスト釈文は右に示したように「萌」字に変えるが「注記」は特にない。字形により類推したものか。今、「李注」の「薨」、義為衆、多」によって釈す。⑫「書注」は「挾」とし、「李注」は「族」

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって

とする。不鮮明で前後の字も欠損しており決し難い。⑬「李注」に「虜」、仮為「虞」、義為衆。「詢」、当即「恟」、義為憂」とあり、「虜詢」は「衆憂」の意か。

〔意識〕

そこで伊尹は、また籌策を使って八卦に照し、法君以外の八種類の君主の問われるべき罪について、その過ちの由って生じる原因を明らかにしたいと湯王に請うた。(伊尹が言った)「古えの書には『唯天のみ勝無く、凡そ物に勝有り』とあります」と。湯王が言った「天、勝無し」とはどういうことか」と。伊尹が答えて言った「勝つとか優れているということは、あるものに対してのことですから相対的なことです。万物や具体的な現象においては、全てが備わっているとか獲得されていると判断することができません。ところが、天にあつてはその兆しや基準が現われず、天そのものが絶対的な存在なので、推察したり理解することができません。このことが『勝無し』ということでもあります。王が言った「窮極のト法を行なってもできないのだろうか」と。伊尹が答えて言った「……そもそも聖王は天の不変の規範に法って政治を行なったのございます。だからこうも言われております、君主が不

変の規範に法らずに政治を行なうことは、すなわち天の道に反して物や現象面ばかりに拘わり、その多少や強弱にばかり眼が向いてしまう、と。確かに表面上は、その兆しが現われたように思われ、豊かになり大いなる財産を獲得し、君主としての才覚・器量を備えているように思われます……しかし、君主自らが天の道を外れてしまっているわけであり、このように実利主義に趨る君主の邦にあつては、推進派に対し反対派や反動が起こります。二つながらの道——方針をとる邦では、けんかや訴訟あるいは方針をめぐつての論争が絶えず続き、党派に分かれて長く紛争するでしょう。道をめぐる争いが多く起これば、大いに天綸を干犯し、天・地・四季・万物にそれぞれ配された四則も侵され、結果として君主が軽んじられ臣下の中には君主を凌ぐ勢いの者も現われ、邦に下剋上の風潮や恐れがでて、……将来を憂うばかりか、憂いを楽しむ風潮すら現われますと破滅は決定的となります」と。

〔補注〕

この段では伊尹が再び、「陳策」を行なつて、法君以外の八主の過ちの由来を説き、それは君主が天綸や四則に法らずに政治を行なうからだとする。「志曰、

唯天无勝、凡物有勝」といい、「天不見端、故不可得原」という条は道家的な色彩も感じられ、『淮南子』兵略訓の「天円而无端、故不可得而觀……凡物有朕、唯道無朕。所以無朕者、以其無常形勢也」という表現や、『鶡冠子』度万篇の「所謂天者、言其物而无勝者也」というのと相通じる。「書注」は「勝」と「朕」とは通用するといひ、「無朕言無朕兆、無痕跡」と釈している。次に「故曰、主不法則、乃反為物」の条についても同じく『鶡冠子』天則篇に「天若離一、反還為物」と符合するようである。さらに『管子』心術下篇の「執一之君子、執一而不失、能君万物、日月之与同光、天地与同理、聖人裁物、不為物使」という理想的治術から八主は遠く離れていることになろう。特徴的な表現として「極卜」とか「虐誦」すなわち「樂憂」あるいは「二道之邦」も認められる。「樂憂」については、『左伝』昭公元年伝に「国子、代子憂、子招、樂憂、齊子雖憂弗害。夫弗及而憂与可憂、而樂与憂而弗害。皆取憂之道也、憂必及之」とあり、憂いをもて遊ぶ国子、子招、齊子にはその憂がいずれ身に及ぶであろうと警戒するが、ここでも「以命破滅」であると恐れている。

〔第六節〕

伊尹暨〔既〕^①明八謫之所道生。請命八謫□。〔法〕^②君明分、誅〔法〕^③臣分定、以繩八謫、八謫畢名、過在主者四、罪在臣者三、臣主同罪者二〔一〕^④〔后曰〕
「四主之罪、何也」伊尹対曰、「專授失道之君也、故得乎人、非得人者也。作人邦、非用也、用乎人者也。是□得擅主之前、用主之邦、故制主之臣。是故專授失正〔政〕^⑤之君也、過在主。雖然、西〔猶〕^⑥〔君也〕^⑦、主吾〔悟〕則猶制其臣者也」后曰、「於乎危才〔哉〕危才〔哉〕、得主之才」

〔注〕

- ① 「両注」による。 ② 「両注」により補う。 ③ 「両注」による。 ④ 「畢」は『爾雅』釈詁に「尽也」とあるにより釈す。 ⑤ 「李注」に「一」之誤、拠下文」とする。 ⑥ 「李注」に「作」、『爾雅』釈言、為也。下文云、「自為其邦」とある。 ⑦ 「李注」による。 ⑧ 「両注」による。 ⑨ 「両注」により補う。

〔意識〕

こうして伊尹は八種類の君主の問われるべき罪、責任の由って生じる背景、原因を明らかにした上で、さらに八種類の君主そのものを定義づけ説明したいと請うた。曰く「法君は臣下をそれぞれはつきりと役職に

つけ任せます。これが『明分』というものです。法臣はそれに応じて役目を果たします。これが『分定』ということですので。それを理解しておけば法君以外の罪を問われるべき八主——八謫——との間に一線を画すことができましょう。それを悉く挙げ分類しますと、君主に過ちのあるものが四例、臣下に罪のあるものが三例、君主臣下同罪のものが一例あります」と。湯王が言った「四つの君主の罪とはどんなことか」と。伊尹が答えていうには「專授し、立法権や統治権といった肝心の権限までも大臣などに任せるような君主は道を失なったようなものです。だから、何でも与えるので、人の受けはよく人気があるように見えても、人そのものを掌握していません。国を興してもそれを統治運用できず、人に運用されているようなものです。ですから（大臣や権臣が）君主の前で堂々と擅断し、君主の邦を勝手に運用してゆき、その故に君主を傀儡化するような臣下が現われます。したがって『專授失政之君』となるわけです。過ちは君主の方にあります。それでもなお君主たり得るには自ら悟って反省すれば臣下を統御する余地は残っているのですが……」と。湯王が言った「ああ何と危ういことか。君主たること

を保つことは(かように難しいものか)」と。

〔補注〕

はじめの句は『管子』七臣七主篇の「或以平虚、請論七主之過、得六過一是。以還自鏡、以知得失、以繩七臣、得六過一是」の表現とはなはだ近い。ここでは本書に最も特徴的な「專授之君」を説くが、表現や文辭が難解かつ欠落もあり釈し難い。第二節の補注でも触れたように、『管子』明法篇に「專授」の語が見え、臣下が君主を上まわると乱れると説き次のように述べている。「所謂治國、主道明也。所諸亂國、臣術勝也。夫尊君卑臣、非計親也、以執勝也。百官識、非患也、刑罰必也。故君臣共道則亂、專授則失」といい君臣同道であつてはならず、主道が明でなくてはいけないとも説いているが、次の『史記』范雎伝の秦の昭王に説く条りは、なお一層具体的に「專授」の禍を戒めている。「且夫三代所以亡國者、君專授政、縱酒馳騁戈獵、不聽政事。其所授者、妬賢嫉能、御下蔽上、以成蔽上、不為主計、而主不覺悟、故失其國」といい君主が權臣に政治を任せ遊興三昧では、第一節にもあつたように、「其所授者」が「御下蔽上」し、君主が反省する余地もなく亡國の道をたどるといふ。下克上の風潮が高ま

る戦国時代の君主に戒めとされたものが、在るべからざる君主のタイプとしての「專授之君」で、換言すれば、時代遅れの古臭い時流を察知しない君主なのである。

〔第七節〕

〔伊尹曰〕、「勞君者、專授吾(悟)者也。□吾(悟)於專授主者也。能吾(悟)、不能反道、自為其邦者、主勞臣失(佚)、為人君任臣之□、〔臣〕^①因主〔為〕^②知倚事於君、逆道也。兇歸於主、不君。臣主□□侵君也、未免於□□。過在主。唯(雖)然、西(猶)君也、自制其臣者也、非作人者。滅〔社之主〕^③□□□□能用威法其臣、其臣為一、以聽其君、恐懼而不敢尽□□是□□□□日□□□□仇讐、民知之无所告朔(愬)^④、是故同刑、共共謀為一、民自□此。王君所明号令、□无道、処安其民、故兵不用而法□^⑤。兩主異過同罪、滅社之主也、過在上矣」

〔注〕

- ①②「李注」により補う。
- ③「李注」に「倚」、『荀子』解蔽注、任也」とある。
- ④『説文』に「兇、擾恐也、从人在凶下」とあるによる。
- ⑤「書注」により補う。
- ⑥「兩注」により補なう。なお『周礼』春官大史の条の「頒

告朔于邦国」の「告朔」の語より天子の頒布する曆、また発する政令とも解せられるが、今「訴」「讒」の意で釈した。⑦「両注」とも「共」字を衍字とする。⑧「韻會」に「拳、拔也」とある。

〔意識〕

(伊尹が言った)「勞君とは專授ではあるが、自分のことをよく理解して悟っている君主であります。臣下に代わって自ら勞苦を厭わない君主ですから……專授よりは悟っているわけです。よく自分自身の立場をわきまえているので道に反することはできず、自ら進んでその邦を統治しようとするので、君主だけが疲勞困憊、臣下は安逸に流れるでしょう。そもそも人に君たる者は、臣下を信頼して任せておくべきです。そうしないと、臣下が君主に頼って情報を察知するとか、言われた事しか執行しないということとなり、(天の)道に逆らうことになってしまいます。もしも邦の乱れや世の不安要素が生じれば、全て君主の責任ということとなり、君主たることができなくなります。臣下と君主の関係が(悪くなれば)君主をおびやかし(邦は悪い方向にむかうでしょう)過ちは君主の側にあります。それでもなお君主の立場を保っていられるのは、

自らその臣下を統御し自律的に支配し、しかも(ある特定の)人の為に政治をおこなってはいないからです。さて滅社の主といえは……厳しい法を以てその臣下を支配しようとしみますから、臣下は没個性的になり同じような行動をとるようになり、ひたすら君主の言葉や人となりを理解しようとして躍起になり、戦々競々としていて敢えて何かをやり尽そうとしなくなります……犯罪や謀反の情報を察知しても訴え出ようとする者がおりません。臣下も民衆も、あたかも共謀しているかの如く状況は一樣であります。民衆に到るまでそのようですから……王君がいくら号令を明示したところで、其の民衆を安心させ各々の生業に就かせる術がありません。ですから兵を用いずとも、そのような邦は攻め滅すことができます。勞君と滅社の主は両主その過ちは異なりますが、罪は同じです。滅社の主の方が過ちは重大で上まわるでしょう」と。

〔補注〕

前節の「專授之君」につづき「勞君」「滅社之主」が説かれる。前者は「專授之能悟者」とか「悟於專授主者」といわれて「悟っている」かどうかが問題にされる。しかも自ら行なうために「主勞」し「臣佚」す

ることとなり道に逆らうのである。「管子」七臣七主篇にも「勞主不明分職、上下相干、臣主同則、刑振以豊、豊振以刻、去之而乱、臨之而殆、則後世何得」と勞主の罪過を説くし、『慎子』民雜篇に「人君、自任而務為善以先下、則是代下負任蒙勞也、臣反逸矣」というのも本節と同様の主張である。ついで「滅社之主」に言及すると考えられるが、帛書の該当行は欠損があり「滅」字の一端が確認される？ のみである。「威法」を用い臣下を恐懼せしむる君主は、七臣七主篇の「振主、喜怒無度、嚴誅無赦、臣下振怒、不知所錯、則人反其故、不悟則法数日衰、而国失固」に相当するものである。「滅社之主」は次の第八節の湯王の言葉にある夏の桀王をイメージしているのであろうが、本書の成立が戦国後期とすればより具体的に滅国の事件、亡国の主の事例を頭に描いての表現なのかも知れない。「李注」は「王君」を湯王のことを指すという。とすれば「湯王が号令を明らかにして、道を失った夏の臣・民を安じた」という別の解釈も可能かも知れない。が、後段第九節にも「此王君之所困以破邦也」の句があるので、「意識」のように釈した。

〈第八節〉

后曰、「嗟、夏桀氏已夫。三臣之罪何」伊尹対曰、「專授之臣擅主之前、〔虐〕^①下蔽下、幸主之不吾〔悟〕、以侵其君。是故擅主之臣罪亦大矣。半君者專授而〔不悟〕^④者也。〔是〕^⑤故擅主之臣、見主之不吾〔悟〕、故用其主嚴殺僂、□臣恐懼、然后□□私^⑥。□主之臣、成党於下、与主分權。是故臣獲邦之〔半〕^⑦、主亦獲其半、則□□□□則□危。臣主横危、危之至。是故半君之臣罪无□□〔后〕^⑧曰、「於乎、危才〔哉〕半君」〔伊尹曰〕、「寄主者半君之不吾〔悟〕者。主□□□□臣見主之〔不〕能□□□□□□□□□□則主寄矣。是故或聞道而能吾〔悟〕、吾〔悟〕正其横臣者□□□□未聞寄主之能吾〔悟〕者也」

〔注〕

- ① 「両注」によるが、第一節に同句あり。
- ② 「李注」は「乘」字に釈すが、今「書注」による。
- ③ 「李注」は「无赤〔赦〕」と釈すが、今「書注」による。
- ④ ⑤ 「書注」による。
- ⑥ 「李注」は「利」と釈すが、今「書注」による。
- ⑦ 欠損部分であるが、「両注」により補う。
- ⑧ 「書注」に「此句疑当作『臣横主危』」とあり、「李注」は、「或説横為驕横之意、此句原応作『臣横主危』」とあるのに拠る。但し、李氏は原文を「臣主横、危危之至……」

と区切って読む。⑨「両注」に拠る。⑩「書注」により補う。

〔意識〕

湯王が言った「ああ、滅んだ夏の桀王（の治世）はきつと夫かのようであつたのであろう。三臣の罪はどのようなことか」と。伊尹が答えて言った。「專授君の臣下は、君主の手先となつて專斷し、民衆を抑圧しておきながら君主には何ら実態を知らせようとせず、君主が悟つていないことをこれ幸いとばかりに、遂にはその君主をも侵犯してしまふものです。ですからこのような君主の權威をかさに着て勝手気尽に振る舞う臣下の罪もまた大きいのであります。半君とは專授であつてしかも悟つていない君主です。それ故に君主を擅斷する臣下すら現われ、君主が悟つていないことを察知しておりますから、もし君主が厳しく刑罰を処し容易に殺戮を行なうようでありますと、臣下は恐懼するばかりですが、（己れに累が及ばなければ）君主にうまく取り入り利用して、輩下の者を糾合して私党をなし、權力を掌握し勢いは君主と兩分するほどになりましょう。従つて權臣が邦の半分を獲得し、君主はかろうじて半分を掌握しているにすぎないので……則

ち極めて危険なのです。臣下が專横を極めれば君主は危うく、劍が峰に立っているようなものです。ですから半君の臣下の罪は、測り知れない（？）ものがあります」と。湯王が言った「ああ、半君とは何と危ういことか」と。伊尹が言った「寄主は、半君であつて悟つていない君主であります。（元々權力を半分しか握つていない上に）臣下が君主の無能力を察知し（ますます專横を極めて全權を奪う事態になれば）則ち君主は寄生しているようなものです。だからもし仮に君主が本来のあるべき道を知り悟つて、臣下の專横を正そうとしても（もはや手遅れなのです）……。（もちろん）寄主であつてよく悟つた君主の例を私は存じません」と。

〔補注〕

ここでは前段の君主の過ちによる亡国の君の例——具体的な名として夏桀王のみが掲げられるが、さらに臣下の犯すべき罪について論じる。「專授之君」「半君」「寄君」のうちランクが説かれ、それぞれの君主に仕える臣下の專横する危険性が条件として挙げられる。また前述の「虜下蔽上」と「臣主横危（臣横主危）」の語句が特徴的なものである。「寄生」について

は『管子』明法解に「故治乱不以法断、而決於重臣、生殺之柄不制於生、而在群下、此寄生之主也」というのと略同義であろう。ただ本節も欠損が多く釈し難い。

〔第九節〕

后曰、「哀才（哉）寄生。臣主同罪何也」伊尹対曰、「破邦之主、專授之不吾（悟）者也。臣主同術為一、以策於民、百姓絶望於上、分倚父兄大臣、此王君之所因以破邦也。両主異過同罪。破邦之李（理）也、故曰臣主同罪」

〔注〕

- ① 『説文』に「策、馬箠也、从竹束声」とあるが、段注は「策、以擊馬、曰敕」と釈す。敕には誠、正の意もある。
- ② 「李注」に『韓非子』八姦篇の「何謂父兄。曰、側室公子、人主之所親愛也。大臣廷吏、人主之所与計度也。此皆尽力畢議、人主之所必聽也」の一節を引いて釈しているがそれに続く「為人臣者、事公子側室、以音声子女。収大臣廷吏、以辞言処約。言事事成、則進爵益祿、以勸心、使犯其主。此之謂父兄」も参照す。
- ③ 「両注」による。

〔意訳〕

湯王が言った「寄主とは何と哀れなものか。臣主同罪とはどのようなことか」と。伊尹が答えて言った

「破邦の主とは、專授であつて悟つていない君主のことでございます。君主臣下ともに統治方法という点では意見が一致し、民衆に対しては苛酷に鞭打つようにこれを支配します。また諸々の官吏も君主に絶望し、あるいは庶公子や権勢のある大臣の方に頼りなびくようになります。これでは邦は破滅の道をひたすらたどるばかりであります。寄主と破邦の主は過ちは異なりますが罪は同じであります。ただ後者の方は邦の滅亡——破邦——という決定的な事態を招いてしまうわけですから、君主も臣下と同罪というのであります」と。

〔補注〕

「八謫」の君主を挙げ論じ糾弾してゆく内で、第六節で掲げられた「臣君同罪者」の事例がこの「破邦之主」というわけである。ここも含め「臣主云々」という謂いも本書に特徴的である。『新語』は漢代の文献であるが、過秦下篇に「臣主一心、而憂海内之患、縞素而正先帝之過」といい「臣主」である。『管子』の「七臣七主篇」の篇名はこの順である。「主臣」と称すと意味が違ってくるが、主と臣を併称する場合は「臣主」となるのであろう。また「專授之君」より「破邦之主」に至るまでの八主が、その「罪過」の度

合いと原因が君主であるか臣下であるかにより八種類に分けられるが、その関係は必ずしも画然と示されて
いるわけではない。

〈第十節〉

法君明分、法臣分定、八謫畢名。后曰、「□□九主之凶、所胃（謂）守備悉具、外内无寇者、此胃（謂）也」后環扱吾（悟）見素^②、乃□三公、以為葆守、蔵之重屋^③。臣主始不相吾（悟）^④也。

〔注〕

①「書注」は「擣（搗）」（攻撃する）字に釈す。②「李注」に『韓非子』主道篇の「去好去悪、臣乃見素云々」を引いて釈しているが、主道篇の前後の文を併せてみると「君無見其意、君見其意、臣將自表異。故曰、去好去悪、臣乃見素。去旧去知、臣乃自備」とあり参照した。③「李注」に『考工記』匠人の条を引いて「殷人重屋、堂脩七尋、堂崇三尺、四阿重屋」と補う。④「書注」は「忤」字に釈す。「さからう」の意である。

〔意識〕

このようにして法君は臣下にそれぞれはつきりと役職を分け与えて任せ、法臣はそれに応じて役目を果たす——という理想的な君臣関係が示され、それにより

他の八種類の君主の問われるべき罪過が尽く明らかにされた。湯王が言った「……『九主の凶』とは斯様なものであったのか。いわゆる『守備悉く具わり、内外に寇無し——これで守りは全て完璧——』とはこのことであつたのか」と。さて、王たる者はよくよく考えを還らし己をよく知り理解して臣下には飾りけのない誠意を示せば、すなわち……三公などの重臣は王をよく助け守り、あたかも宮殿の奥に秘蔵するが如くであらう。そうして君主と臣下は始めて共に逆らうことなく統治できるのである。

〔補注〕

「后曰……」がどこまが係るか、「李注」は末尾までとするが、今「書注」により「……此謂也」までとし以下は「まとめ」の地の文と解した。「九主之凶」については第二節にも「九主成凶」の句で見えるが、「書注」には、帛書中にその残片？らしきものがあつたと記し、写真に「九主凶残片」と付して掲げている。原寸は不明であるが、ほぼ正方形の帛上に、正三角形が天地に二つづつ「相對陣」するような配置ではつきりとした線で描かれ、それぞれの三角形に内接した円が、さらに内接するように正方形、さらにその

内側に正方形が△のような形状に描かれている。欠損もあり何とも言えないが、帛全体の中央に横線が二本？ 位左右に引かれ、天地方向二つづつの三角形を二分し、線の下部と最下段に横に「隸体」らしい文字がいくつか書かれている。本節の「九主之図、所謂守備悉具」の句より推せば、「陣立図」のようなものや他の出土帛画『駐軍図』を想起するし、第二節の「九守成図、請效之湯、湯之延三公、伊尹布図陳策」などの表現は、「棋盤」や「博碁」の類を連想させる。「李注」は「帛書別有『九主図』、但与本篇字体不同、不出一手」としている。

宋の董道トウの『広川画跋』巻二に「書九主図後」という跋文があつて次のように記す。

九主図本伊尹事、世失其伝。或書以漢九君者誤也。夫以法君況高祖、以尊為孝文、以授為景、以勞為武、猶有類取也。謂明為等、謂宣為寄、則名与実戾。元帝柔仁、其禍漢室、其謂破君、理有信者、為謂成爲國。謂哀為三歲社君、則又不可也。昔伊尹干湯以素王及九主之事。考其説、是亦人主九事要其君爾。後世託之画図。謂當時有此制也。此説或然、亦未可信。豈事謂漢世諸帝哉。九主非有名号、以治功效者知所

後先、人主於此可以取矣。是亦不可廢也。すなわち漢代以降、「九主図」が失なわれて久しくなり、九主を漢の高祖以下九人の皇帝に擬えてしまつたという。ただ、今日に至り出土した『九主』の八箇の君主と、漢の諸帝を比較してみると却つて興味深いものがある。また、この画跋の文末の一節は、「九主図」の元々意図していたところをある程度的確にとらえているようでもある。

先秦諸子との関連

以上、帛書『伊尹・九主』の全体に互つて通観し意識と簡単な註記を施した。『老子』甲本及び巻後四古佚書の全体との関連でみると『徳経』が92行、『道経』が77行、『五行』が182行、そして『九主』が52行、『明君』が48行、『徳聖』が13行という分量で行数のみでは不正確ではあるが、『老子』も『五行』も多くの章に分けられており、また『明君』も前後三段に分かれる。従つて、この四古佚書の中では『九主』は、帛書の行番号でいえば三五二行目から四〇三行まで分段なく続くかなり長文の「作品」といことができる。また問答形式は、乙本巻前の『十六経』にも見られるが、湯王と伊尹との連綿

と続く——湯問⇄伊尹対答の応酬という緊迫感とか物語性をも感じさせ、「九主之凶」を暗に示しながら、法君と八謫たる八主について論じている。

なお『徳聖』は短かい語句を集めたもので、前述の如く『五行』に関連した、まさにその「補注」のようでもある。あるいは「甲本全巻」をまとめる「後序的役割」をもつものであるという指摘もある。⁽¹⁾ そのまとめ方は稚拙ながら、甲本全体が構成上、道家言——『老子』、儒家言——『五行』、法家言——『九主』、兵家言——『明君』と各家を網羅した教養書または教科書のようでもあるので、最後に「まとめ」の識語・覚書が置かれているという。確かに、『徳聖』の一節に、

……聖、天知也。知人道曰智、知天道曰聖。聖者声也。聖者智、聖之智知天、其事化燿、其謂之聖者、取諸声。知天者有声、知其不化、智也。

とあるのは、主張も文脈も異なるが『九主』の「神聖是則、以配天也」とか「佐主無声」あるいは「故聖王則天」などの語句と、術語の概念は通じるものがあるのかも知れない。

さて『九主』を通観して気付くことは訳注の中でも触れたように、その主張が『管子』「区言」の中の明法篇

馬王堆帛書『伊尹・九主』をめぐって

や「解」の明法解と非常に近いことである。さらに「九主」との対応や君主・臣下を列挙して説くという点から、同じ「雜篇」中の七臣七主篇との関連も指摘されている。李学勤氏は『九主』と同篇を比較して、後者が内容的にも「豊富」であり「七主」の区分排列の方がより「詳密」で「九主」の発展したもの？⁽²⁾ であると論じている。ただ七臣七主篇は冒頭に「或以平虚、請論七主之過、得六過一是。以還自鋭、以知得失、以繩七臣、得六過一是。嗚呼美哉、成事疾」と開口した後に「申主——一是、恵主、侵主、芒(亡)主、勞主・振主・芒主——六過」という七種類の君主の統治の功罪が論じられ、次いで間をおいて「明主」の守るべき「六務四禁」が説かれる。

六務者何也。一曰節用、二曰賢佐、三曰法度、四曰必誅、五曰天時、六曰地宜。四禁者何也。春、無殺伐……(と以下四時の禁令が挙げられ、次いで破禁の際の災異に及び)故春政不禁、則百長不生。夏政不禁、則五穀不成。秋政不禁、則姦邪不勝。冬政不禁、則地氣不蔵……

というが、これを金谷治氏は「時令思想」との近似の立場をとるものであると解されている。⁽³⁾ ここを見ると『九

『主』第三節の「主法天、佐法地、輔臣法四時、民法万物。此謂法則。天覆地載、生長收藏、分四時。故曰、事分在職臣……」という考え方と相通じるものがある。七臣七主篇の方がより具体的で文脈文辞も整っているが、最後に「法臣——一是、飾臣、侵臣、乱臣、諂臣、愚臣、姦臣——六過」と七種類の臣下の功罪を論じてまとめられている。『九主』と七臣七主篇の成書の前後関係については、『管子』全体の成立の問題にかかわることであり、そこに立入る余裕を今はもたないが、金谷氏によれば同篇は「戦国最末期」の政治思想が背景にあり、あるいは成書は秦・漢の際に及ぶものではないかと推定されている⁽⁴⁾。以上のことから考えると、篇全体の構成や議論の展開という点からみれば、問答形式か否かは別として、『九主』より七臣七主篇の方がより発展したもの⁽⁵⁾。もしくは後に成立した可能性が高いと言えよう。但し、『九主』では「以繩適主之罪」と「以繩適臣之罪」が併称され「臣主同罪者」とか「臣主同術」と同じレベルで論じられているのに対し、七臣七主篇では「謂七主之過」のあとを承けて「以繩七臣」といい君主の立場を「主」にして臣下を論じているし、「七主」の上にさらに理想的君主として「明主」が想定されている点を考える

と、「臣主」を列挙する結構は類似しているものの両者の間には視点に距離のあることは否めまい。

かように『管子』諸篇との関連が考えられる一方で、『九主』第三節に「唯天不失範、四綸成則。古今四綸、道数不忒、聖王是法、法則明分」といい、第六節及び第十節では「法君明分、法臣分定」といい「明分」ということが主張される。聖王ないし法君が「分を明らかにする」ことにより臣下は各々の職務に専念し、君主側からすれば「有民、主分。以無職并聽有職、主分也」(第三節)ということであり、「……謂明分。分名既定、法君之佐、佐主无声」(同右)ととかく命令や指示をしなくても国治まり、「故法君之邦、若无人。非无人也、皆居其職也」(第四節)と臣下が黙々と政務に勤む理想的な状況を説く。「明分」については『韓非子』揚権篇の「凡聽之道、以其所出、反以為之入。故審名以定位、明分以弁類」という主張や『商君書』修権篇の「故立法明分、而不以私害法、則治」など法家の文献に見える表現である。確かに「得道之君、邦出乎一道、制命在主、下不別党、邦无私門、争理皆塞」(第三節)といい「邦有二道、二道之邦、長争之理、弁党長争……主輕臣重、邦多私門」(第五節)と述べるところは、思想背景が法家

にはなはだ近いといえよう。

しかしながら「天之範无名、覆生万物、生物不物、莫不以名、不可為二名」(第二節) というのは『莊子』「外篇」の知北遊篇の「有先天地生者物邪。物物者非物、物出不得先物也。猶其有物也、猶其有物也无已」という主張や同篇の「天地有大美而不言。四時有明法而不議。万物有成理而不説。聖人者、原天地之美、而達万物之理。是故至人无為、大聖不作、觀於天地之謂也」の謂いに連なるものと解することもできよう。さらに敷衍すれば、

『老子』第一章開口の「道可道、非常道。名可名、非常名。無名、天地之始……」とか第四十一章の「道隱無名、夫唯道善貸且成」といった觀念を背景に見出すことも可能である。逆に『九主』の中に、以上のような道家思想の代表的文献に現われた表現や概念を求めれば、第三節の「以无職并聴有職」という無と有の対比や、第四節の「佐主无声」「法君之邦若无人」とか、第五節の「唯天无勝、凡物有勝」などがその線上に浮び上ってくる。さらに同節の「……故聖王則天、故曰主不法則、乃反為物……」の一節などは、後世の竄入があるとは言われるが道家に列せられている『鶡冠子』天則篇の「天若離一、反還為物」と対応するし、天権篇の「彼天生物而不物者、

其原陰陽也」とか度万篇の「所謂天者、言其然物而無勝者」とのべているところは『九主』との関連を否認ない。

『漢書』芸文志・諸子略の道家の冒頭に、班固は『伊尹五十一篇』を掲げているが、原注に「湯相」とのみ記している。『鶡冠子一篇』も、さらに『堯子八十六篇』すなわち『管子』も道家に列せられている。また小説家の冒頭にも『伊尹説』二十七篇を掲げ、注で「其語淺薄、似依託也」と貶めている。一方、兵書略の兵権謀家の「篇敘」では、

右、兵権謀十三家二百五十七篇(原注)省、伊尹・太公・管子・孫卿子・鶡冠子・蘇子・蒯通・陸賈・淮南王、二百五十九篇重。出司馬法入「礼」也。

と記す。これは班固が拠った劉歆『七略』には『伊尹』以下の九家が「兵権謀家」にも掲げられていたものを(重複していたので)省き、『司馬法』は六芸略の「礼家」に改めて入れ(直し)たという意味で解されてきた。道家の『伊尹』書、あるいは小説家の『伊尹』書のうちの何篇かが『七略』の兵権謀家に重複して掲げられ、それを省いたと考えてもよいが、いま一つ別の可能性——すなわち「兵権謀家」そのものの内容を説く別系統の『伊尹』書が存在していたのかも知れない。帛書『九主』

が、芸文志所見の『伊尹』書のどれか、あるいはその一部を「抄出」したものであるのか、あるいは全く別の書なのか……今、限定する術はない。

ただ『九主』第十節の中で「□□九主図、所謂守備悉具、外内无寇者、此之謂也」と評し「乃□三公、以為葆守、藏之重屋……」といっている点や、伊尹が「布図陳策」し法君法臣や八謫を明らかにする条には、それが「兵法書」と考えられていた可能性を示唆しているのではないか？ 『九主』に続く『明君』は明らかに兵法を説くものである。また『九主』は、現行本『管子』や仮託の書と貶められてきた『鶡冠子』（『四庫全書』の分類では雑家とする）との関連がかなり認められる。しかもこれらの書籍は、「芸文志」での分類や扱いにおいて同じような「運命」の下に措かれた点など、今後の検討を要するが、注目すべきであろう。班固が道家の「篇敘」において、

道家者流、蓋出於史官。歴記成敗・存亡・禍福・古今之道、然後知秉要執本、清虚以自守、卑弱以自持。此君人南面之術也。合於堯之克讓、易之謙謙、一謙而四益。此其所長也……。

と評価しているのは、道家第一書たる『伊尹五十一篇』

の内容を承けてのものなのかどうか？ あるいはまた、遡って『史記』太史公自序では司馬談の「六家要指」中で、

道家……其術、以虚無為本、以因循為用。無成勢、無常形。故究万物之情、不為物先、不為物後。故能為万物主。有法無法、因時為業。有度無度、因物与合。故曰、「聖人不朽、時變是守。虚者、道之常也。因者、君之綱也」群臣並至、使各自明也。其实中其声者、謂之端。实不中其声者、謂之竅。竅言不聽、姦乃不生。賢不肖、自分、黑白乃形。在所欲用耳。何事不成。乃合大道……。

と道家の長所を称え評しているが、その視野の中に帛書『伊尹・九主』のような書が入っていたのであろうか。これらの点についてはさらに『老子』甲本巻後四古佚書のみならず、乙本巻前四古佚書や他の「簡帛」書籍、史料などとの比較検討が必要であると思われる。

また漢代初期、ことに文帝期までに主流の思想となりつつあり、竇皇后に好まれたという「黄老思想」ないし「黄老の術」との関連で、より歴史的視座において馬王堆帛古佚書の考察がなされるべきであろう。やがて十数年後に勃発する呉楚七国の乱の直前、漢王朝による削地

策が実行されてゆく中で、異姓の長沙王の丞相、軼侯家の子弟の副葬品として、このような帛書がいかなる経緯で選ばれたのか、興味深い点でもある。

注

- (1) 島森哲男、前掲論文、参照。なお氏は、分段をつけて圈点を付けていることは、将来政治家や軍人たらんする若者の教科書であつて学生自信の書写によるものではないかと推測する。
- (2) 李学勤、前掲論文、参照。
- (3) 前掲書、第五章「管子の思想（下）」、参照。
- (4) 前掲書、終章「思想史上における『管子』の地位」、参照。
- (5) 安井衡（息軒）『管子纂詁』（『漢文大系』卷二十一所収）の七臣七主篇の冒頭の、「頭注」に、「張（紹蘭）説二、本篇八初二七主ヲ論ジテ、後二七臣ヲ論ジタル者ナレバ、『七主七臣』ト題スベシ、故ニ『七臣七主』ハ誤レリト」とある。
- (6) 王先謙『莊子集解』に、「以天地為法」と注している。
- (7) 王先謙『漢書補注』は王念孫を引いて、「当為人君」とする。
- (8) 顔師古「注」に、「四益、謂天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙也。此謙卦彖辭。嗛字与謙同」とする。
- (9) 「集解」に「徐広曰、音款、空也。駟案、声則名也」とある。

むすびにかえて

馬王堆漢墓帛書が発見された一九七三年頃の中国では、批林批孔運動が始まり以後、儒法闘争史観が「政治的」には主流を占める中で、帛書文献の研究紹介が行なわれてきた、と考えられる。そういった、ある意味で非常に困難な状況の内に、『馬王堆漢墓帛書』のテキストや、先学の論考が刊行され発表されてきた。「筆名」で執筆発表したり、学術雑誌への発表を取り止めざるを得ない事例があつたことなど、今ここでいちいちをとり上げることはしないが、参考文献のいくつかを前にして胸に迫るものを感じる。それはあたかも戦国期から秦漢期に至るまでの諸子の、そしてその「著作」、書籍の辿らざるを得なかつた道と二重映しとなつてくる感がある。

本稿は、一九八六年十月に三田史学会で帛書『伊尹・九主』を紹介する機会を得たことがきっかけとなつている。殊に、訳注に終始し思想的考察をなし得なかつたこと、他の帛書古佚書との関連を検討する余地がなかつたことなどを考えると、他日を期す課題は多い。

〔付記〕 本稿は慶應義塾学事振興資金による補助を受けた「中国古代の宰相説話及び帛書『伊尹・九主』の研究」の一部である。